



平成27年11月9日  
内閣府（防災担当）

## 日本赤十字社との協定締結について

内閣府と日本赤十字社は、「災害対策に関する内閣府と日本赤十字社との協定」を締結いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 協定締結日

平成27年11月10日（火）

#### 2 協定の概要

災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に必要な対策を促進するため、内閣府（防災担当）及び日本赤十字社が適切に役割を分担し、相互に連携協力の確保を図ることを目的として、災害対策基本法上の指定公共機関としての責務を踏まえた協力事項や災害救助法に基づく委託事項等の必要な事項を定めるものです。

※ 平成25年10月に災害救助法が厚生労働省から内閣府に移管される以前は、厚生省（現厚生労働省）と日本赤十字社との間で、「災害救助に関する厚生大臣と日本赤十字社社長との協定」（昭和23年4月28日）が締結されていました。

#### 3 協定締結者

内閣府特命担当大臣（防災）	河野 太郎
日本赤十字社 社長	近衛 忠輝

#### 4 協定締結式

日 時	平成27年11月10日（火） 17時30分
場 所	中央合同庁舎第8号館10階河野大臣室

#### 5 協定締結式の取材について

協定締結式は、マスコミフルオープンで実施いたします。

取材を希望される方は、11月10日（火）17時20分までに8号館2階エレベーターホール手前のフロアに集合してください。

#### <協定に関する問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付 森本、石田  
TEL：03-3501-5408（直通）

#### <取材に関する問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付 廣瀬、苫米地  
TEL：03-3501-5408（直通）